

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号) (株)ワイズ西日本 (所 在 地) 福岡市西区大字飯盛426番地5-101 (代 表 者) 代表取締役 藤井 圭子 (本市登録) 登録業種:工事(一般土木B、交通安全施設) 委託(その他清掃、土木設計) 業者番号:2625
措置内容	令和7年12月10日から2カ月間の競争入札参加停止(令和8年2月9日まで)
根 抱	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第2号(過失による粗雑履行等) 別表第1第5号(公衆損害事故)
事件概要	1 発注状況 (1) 契約件名 福岡(今泉二丁目4外)地区下水道築造工事 (2) 契約金額 211,134,000円(税込) (3) 履行期間 令和6年6月14日から令和7年12月12日 (4) 発注課 道路下水道局建設部中部下水道課 2 経緯 既設雨水管への支管接続工事において、施工不良により土砂が既設管内へ流入し、これに伴い当該施工箇所付近の道路が陥没したことで、周辺道路が長時間にわたり大規模な通行止めとなったもの。

問い合わせ先:財政局財政部契約監理課 吉野
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第1 事故等に基づく措置基準
(過失による粗雑履行等)

2 本市の発注に係る契約(以下「本市契約」という。)の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められたときを除く。)、又は工事成績(福岡市請負工事成績評定要領(平成15年4月1日財政局長決裁)に基づく評定をいう。)若しくは委託成績(福岡市設計等委託業務成績評定要領に基づく評定をいう。)が不良のとき。**【1カ月以上6カ月以内】**

(公衆損害事故)

5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なもの)を除く。)を与えたと認められるとき。**【1カ月以上6カ月以内】**